

業務方法書の一部変更(附則の制定)の件

このことについて、別紙の通り附則を制定する。

1. 内容

能登半島地震の被害により、現時点で基金契約の締結が困難な生産者に対して、締結期限を8月末まで延長する。

2. 理由

設備の損壊、断水継続、搾乳停止、家畜の圧死等により、現時点では年間の契約数量を決定することは極めて難しいが、令和6年度下期に経営を再開する可能性がある生産者がいる為。

附 則(令和6年3月19日)

- (1) 令和6年度に限り、別紙「配合飼料価格差補てん契約実施基準」の規定にかかわらず、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、令和6年3月末日までに1号会員又は単協が畜産経営者との間に、配合飼料価格差補てん基本契約又は配合飼料価格差補てん数量契約の締結ができない場合は、締結期限を令和6年8月30日まで延長することができるものとする。
- (2) 令和6年度に限り、第10条の2の第2項の規定にかかわらず、基金は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、第7条第1項の規定により締結された数量契約による数量に変更があった場合は、令和6年9月30日までに公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下、「飼料機構」という。）との数量契約の数量を変更することができるものとする。
- (3) 変更後の業務方法書は、令和6年3月19日から適用する。